消防団員の報酬に係る地方財政措置の改善を求める意見書

消防団は地域防災の要であり、火災、地震、大規模風水害等あらゆる災害から住民の生命・身体及び財産を守る使命を担っている。人口減少と過疎・高齢化が進む豊岡市においては、平時の活動に加え巡回を通じた高齢者の見守りや防犯などの役割を併せ持ち、地域の担い手である現役世代が集う重要な組織である。

豊岡市の消防団員数は令和5年4月1日現在で1,818名となっており、 うち階級が団員の者は1,147名である。市域が広く6地域の多団制を採用 しており、類似団体に比べて分団数が多いことから、班長以上の階級の割 合が高い特性がある。

団員階級の報酬については一定の財政措置がなされているが、班長以上の階級については、標準報酬額及び標準団員数いずれも、実態に比べて措置率が極めて低い状況にある。

8月15日に兵庫県を縦断した台風7号に際しても、消防団が危険箇所の警戒や水防活動など、市民の安心・安全に大きく寄与した。豊岡市においては現状の団員数の確保は不可欠であり、報酬の引き上げや出動報酬の創設などの処遇改善を行っているが、自主財源の乏しい財政基盤の中で自治体独自で財源を確保し続けることは困難である。

よって、国においては消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 団員階級のみならず、班長以上の階級の実団員数等を考慮したうえで、 消防団員の報酬に係る地方財政措置の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

豊 岡 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣(防災・海洋政策担当) 消防庁長官